

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成十年十月十六日

規則第七十八号

改正	平成一二年	四月二八日規則第一三五号	平成一三年	一月五日規則第三号
	平成一四年	四月一日規則第五〇号	平成一四年一〇月一八日規則第九六号	
	平成一五年	四月一日規則第七九号	平成一七年	三月七日規則第二五号
	平成一八年	三月三十一日規則第六二号	平成一八年	八月四日規則第一〇七号
	平成二〇年	十一月二八日規則第八四号	平成二二年	三月三十一日規則第二六号
	平成二三年	三月三十一日規則第四七号	平成二四年	三月二三日規則第一八号
	平成二六年	三月三十一日規則第三四号	平成二八年	一月二二日規則第八一号
	平成三一年	三月二九日規則第二一号	令和三年	六月八日規則第三〇号
	令和四年	三月三十一日規則第五九号	令和五年	八月二九日規則第五二号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成十年千葉県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請）

第二条 条例第二条第一項の規則で定める様式は、設立認証申請書（別記第一号様式）とする。

2 条例第二条第二項に定める書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとし、当該書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

一部改正〔平成一五年規則七九号・一八年六二号・二四年一八号〕

（縦覧）

第三条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第十条第二項の公衆の縦覧は、環境生活部県民生活課において行うものとする。

一部改正〔平成一四年規則五〇号・一五年七九号・一八年六二号・二二年二六号・二三年四七号・二四年一八号・二六年三四号・二八年八一号・令和三年三〇号・四年五九号・五年五二号〕

（設立登記の届出）

第四条 法第十三条第二項の規定による届出は、設立登記完了届出書（別記第二号様式）によるものとする。

一部改正〔平成二四年規則一八号〕

（役員の変更等の届出）

第五条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、役員の変更等届出書（別記第三号様式）によるものとする。

2 第二条第二項の規定は、法第二十三条第二項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する法第十条第一項第二号ハの書面について準用する。この場合において、第二条第二項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成一五年規則七九号・二四年一八号〕

（定款の変更の認証申請）

第六条 条例第六条の規則で定める様式は、定款変更認証申請書（別記第四号様式）とする。

一部改正〔平成一五年規則七九号・一八年六二号・二四年一八号〕

（定款の変更の届出）

第七条 条例第七条の規則で定める届出書は、定款変更届出書（別記第五号様式）とする。

一部改正〔平成二四年規則一八号〕

（定款変更登記に係る証明書の提出）

第七条の二 法第二十五条第七項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書類の提出は、法第二十五条第七項の登記事項証明書を添付した定款変更登記完了提出書（別記第五号様式の二）を知事に提出してするものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕

（事業報告書等の提出）

第八条 法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書類の提出は、法第二十九条の事業報告書等を添付した事業報告書等提出書（別記第五号様式の三）を知事に提出してするものとする。

全部改正〔平成一五年規則七九号〕、一部改正〔平成一八年規則六二号・二四年一八号〕

（事業報告書等の閲覧等の場所）

第九条 条例第九条の規則で定める場所は、環境生活部県民生活課とする。

一部改正〔平成一四年規則五〇号・九六号・一五年七九号・一八年六二号・二二年二六号・二三年四七号・二四年一八号・二六年三四号・令和四年五九号〕

（成功の不能による解散の認定の申請）

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、同条第三項の書面を添付した解散認定申請書（別記第六号様式）を知事に提出するものとする。

一部改正〔平成一八年規則六二号〕

（解散の届出）

第十一条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書（別記第七号様式）によるものとする。

2 前項の解散届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則二五号・一八年六二号〕

（残余財産の譲渡の認証申請）

第十二条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を得ようとするときは、残余財産譲渡認証申請書（別記第八号様式）を知事に提出するものとする。

一部改正〔平成一八年規則六二号〕

（合併の認証申請）

第十三条 条例第十条の規則で定める様式は、合併認証申請書（別記第九号様式）とする。

一部改正〔平成一四年規則九六号・一五年七九号・一八年六二号・二四年一八号〕

（合併の場合の財産目録等の備置き等）

第十四条 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

一部改正〔平成一八年規則六二号・二四年一八号〕

（合併登記の届出）

第十五条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、合併登記完了届出書（別記第二号様式）によるものとする。

一部改正〔平成一八年規則六二号・二四年一八号〕

（清算人の届出）

第十六条 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就任届出書（別記第十号様式）によるものとする。

2 前項の清算人就任届出書には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

一部改正〔平成一五年規則七九号・一七年二五号・一八年六二号・一〇七号・二〇年八四号〕

（清算終了の届出）

第十七条 法第三十二条の三の規定による清算終了の届出は、清算終了届出書（別記第十一号様式）

によるものとする。

- 2 前項の清算結了届出書には、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則二五号・一八年六二号・一〇七号・二〇年八四号〕

（検査の際の身分証明書）

第十八条 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記第十二号様式とする。

一部改正〔平成一八年規則六二号・二四年一八号〕

（認定等の申請）

第十九条 条例第十一条の規則で定める様式は、法第四十四条第二項本文の申請書にあつては認定申請書（別記第十三号様式）、法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項本文の申請書にあつては認定有効期間更新申請書（別記第十四号様式）、法第五十八条第二項前段（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第四十四条第二項本文の申請書にあつては特例認定申請書（別記第十五号様式）、法第六十三条第五項において準用する法第四十四条第二項本文の申請書にあつては合併認定申請書（別記第十六号様式）とする。

全部改正〔平成二四年規則一八号〕、一部改正〔平成二八年規則八一号〕

（定款の変更の認証に係る関係知事への書類の提出）

第十九条の二 法第五十二条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、同項の議決をした社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した定款変更認証関係書類提出書（別記第十七号様式）を知事に提出してするものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕、一部改正〔令和三年規則三〇号〕

（代表者の氏名の変更の届出）

第十九条の三 法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代表者氏名変更届出書（別記第十八号様式）によるものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕

（役員報酬規程等の提出）

第十九条の四 法第五十五条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を添付した役員報酬規程等提出書（別記第十九号様式）を知事に提出してするものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕、一部改正〔令和三年規則三〇号〕

（助成金支給実績書類の提出）

第十九条の五 法第五十五条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、法第五十四条第三項の書類を添付した助成金支給実績提出書（別記第二十号様式）を知事に提出してするものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕、一部改正〔平成二八年規則八一号〕

（情報通信の技術を利用する方法による手続き等を行う場合に必要な事項）

第二十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、同法第三条第八号に規定する申請等に係る同条第五号に規定する書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合とする。

- 2 前項に定めるもののほか、条例第十四条に規定する規則で定める事項については、知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年千葉県規則第百九十四号）の例による。

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号・令和五年五二号〕

（電磁的記録の保存の方法）

第二十一条 条例第十五条第二項に規定する電磁的記録の保存の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又

は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

（電磁的記録の作成の方法）

第二十二條 条例第十六條第二項に規定する電磁的記録の作成の方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第二十三條 条例第十七條第二項に規定する電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法は、特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を紙その他の有体物に印刷して表示する方法とする。

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

（雑則）

第二十四條 法又は条例若しくはこの規則により知事に提出する書類の規格は、日本産業規格に定めるA列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

一部改正〔平成一八年規則六二号・三一年二一号〕

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年四月二十八日規則第百三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日規則第九十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日規則第七十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。ただし、第三条第二項、第十条及び第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十二号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年八月四日規則第百七号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十一月二十八日規則第八十四号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十二年三月三十一日規則第二十六号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第四十七号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日規則第十八号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定、同条第三項を削る改正規定、第五条第二項前段の改正規定（「及び第三項」を削る部分に限る。）及び同項後段の改正規定は、同年七月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年三月三十一日規則第三十四号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二十七日規則第八十一号）
（施行期日）

- 1 この規則は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則第三条第一項の規定は、施行日以後に改正法による改正後の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前に改正法による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

附 則（令和三年六月八日規則第三十号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年三月三十一日規則第五十九号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年八月二十九日規則第五十二号）

この規則は、令和五年九月一日から施行する。

別 記

第一号様式

（第二条第一項）

全部改正〔平成24年規則18号〕、一部改正〔令和3年規則30号〕

第二号様式

（第四条及び第十五条）

一部改正〔平成15年規則79号・17年25号・18年62号・24年18号・令和3年30号〕

第三号様式

(第五条第一項)

全部改正〔平成24年規則18号〕、一部改正〔令和3年規則30号〕

第四号様式

(第六条)

一部改正〔平成15年規則79号・18年62号・20年84号・24年18号・令和3年30号〕

第五号様式

(第七条)

一部改正〔平成15年規則79号・24年18号・令和3年30号〕

第五号様式の二

(第七条の二)

全部改正〔平成24年規則18号〕、一部改正〔令和3年規則30号〕

第五号様式の三

(第八条)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔令和3年規則30号〕

第六号様式

(第十条)

一部改正〔平成15年規則79号・18年62号・24年18号・令和3年30号〕

第七号様式

(第十一条第一項)

一部改正〔平成15年規則79号・17年25号・18年62号・24年18号・令和3年30号〕

第八号様式

(第十二条)

一部改正〔平成15年規則79号・18年62号・24年18号・令和3年30号〕

第九号様式

(第十三条)

一部改正〔平成15年規則79号・18年62号・24年18号・令和3年30号〕

第十号様式

(第十六条第一項)

一部改正〔平成15年規則79号・17年25号・18年62号・20年84号・24年18号・令和3年30号〕

第十一号様式

(第十七条第一項)

一部改正〔平成15年規則79号・17年25号・18年62号・20年84号・24年18号・令和3年30号〕

第十二号様式

(第十八条)

全部改正〔平成24年規則18号〕、一部改正〔平成28年規則81号〕

第十三号様式

(第十九条)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔令和3年規則30号〕

第十四号様式

(第十九条)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔令和3年規則30号〕

第十五号様式

(第十九条)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔平成28年規則81号・令和3年30号〕

第十六号様式

(第十九条)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔平成28年規則81号・令和3年30号〕

第十七号様式

(第十九条の二)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔平成28年規則81号・令和3年30号〕

第十八号様式

(第十九条の三)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔平成28年規則81号・令和3年30号〕

第十九号様式

(第十九条の四)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔平成28年規則81号・令和3年30号〕

第二十号様式

(第十九条の五)

追加〔平成24年規則18号〕、一部改正〔平成28年規則81号・令和3年30号〕